

令和元年6月13日現在

機関番号：35404

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03274

研究課題名（和文）日本近代法史像の再検討 ゆらぎから再構築へ

研究課題名（英文）Rebuilding of the Image about the Law History of Modern Japan

研究代表者

矢野 達雄（Yano, Tatsuo）

広島修道大学・法学部・教授

研究者番号：00136300

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究グループは、中国地方旧広島控訴院管内各裁判所に保管されている裁判所文書を閲覧し、デジタルカメラにて撮影してきた。これによって、戦前裁判所が実務を遂行するに当たって作成した膨大な実務文書を把握することができた。収集した文書史料について、各裁判所保存文書群の目録を作成し公表する、重要と考える史料を選抜し、これを解説・翻刻し、解題を付して公表する、得られた知見をもとに学術論文を作成・発表する、等の作業を継続してきた。上記基礎作業の成果をもとに、日本近代法とは何か、日本近代法に関する種々のテーゼは実証的に維持できるかどうか等の問題につき検討を重ね、その一部を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本近代法体系は、西洋近代法典の継受と近代的裁判制度の確立とそれに基づく裁判実務の遂行によって構築されてきた。しかしそのため公式の法体系と実務は日本固有法や民衆の法意識と乖離し、民衆の裁判回避と調停等の選好、裁判規範と行為規範の乖離、法律専門法曹と非専門的法律家の分離などを招いてきたと指摘されてきた。本研究は戦前の司法過程の実証的検討を通じて、法律専門家層と非専門的法律家の棲み分け、判決における伝統的規範意識の取り込み等の現象を指摘し、紛争解決機能における公的制度と社会の相互浸透と補完の側面を明らかにした。本研究の成果は、法制史学のみならず法社会学や比較法文化論にも寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：We have researched old courts under the jurisdiction of Hiroshima court of appeal and kept to collect the court documents and photographed them with digital cameras. we were able to in this way grasp the enormous court documents before the war. And about the document historical materials that we collected, we have kept the tasks as following. making and publication the lists of each courts' documents, reading and publication with explanatory notes of important documents. making papers as material and announce the provided knowledge. Based on result of these works mentioned above, we have discussed about several problems about the methods to comprehend Japanese modern law and to think various kind of theses about Japanese legal history.

研究分野：日本法制史

キーワード：裁判所文書 民事事件簿 勸解 調停調書 未確定記録 陪審裁判 日本人の法意識 紛争解決過程

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

#### 1. 研究開始当初の背景

近年法制史研究において、近代法そして日本近代法の見直しが進められている。このような見直しは、各法分野の研究においても進められている。とくに土地法、家族法、地方制度、裁判史などの諸分野において著しい。

本研究グループは、長年にわたって中国地方諸裁判所の所蔵文書の調査を継続し、膨大な裁判所文書のデータを集積してきた。このデータを分析することによって、戦前日本社会における法と裁判の実態解明が進み、近代法の見直しを推進できるのではないかとの期待が生まれた。

#### 2. 研究の目的

裁判所所蔵文書の検討によって、戦前期日本における「実態としての法」を実証的に明らかにする。すなわち、裁判所文書の分析を通じて、裁判実務の検討をすすめるとともに、土地・家族および村に関するさまざまな紛議の発生から終息に至る迄の全過程を俯瞰することが可能となる。これによって、近代日本の法秩序の実態を明らかにすることができ、この実態分析の結果に依拠しつつ、近代日本法史像の再検討をすすめるのが本研究の目的である。

#### 3. 研究の方法

- (1) 旧広島控訴院管内の各裁判所に所蔵されている戦前期の裁判文書の調査を継続し、記録する。
- (2) 各裁判所所蔵の裁判文書の中から、裁判実務にかかわる諸史料の解読を行う。
- (3) その中でもとくに勧解・調停関係の文書および、「未確定記録」等を利用しつつ、紛争惹起から判決 執行に至る紛争の全過程の調査・検討をすすめる。
- (4) 上記作業を通じて、戦前期日本における家族・土地・村に関する「実態としての法」を明らかにし、その理論的検討を行う。

#### 4. 研究成果

本研究は、裁判所所蔵文書の検討によって戦前期日本における「実態としての法」を明らかにすることを通じ、日本近代法史像の再検討を進めることを目的とした。3年の研究期間に実施した研究の概要は、以下の通りである。

(1) 裁判所所蔵文書の調査……旧広島控訴院管内各裁判所に出張し、その保管する旧広島控訴院時代の簿冊等を調査し、デジタルカメラにて撮影した。3年の研究期間内に出張した裁判所と進行状況は以下の通りである。広島地裁・高裁(25回) 帳簿・簿冊類の撮影をほぼ完了した。山口地裁(21回) 民事関係簿冊の撮影を終了し、刑事関係簿冊の撮影を進めている。松江地裁雲南簡裁(20回) 明治期の撮影を終え、大正・昭和戦前期の簿冊の撮影を続けている。鳥取地裁(16回) 明治期の民事および刑事関係簿冊の撮影を終え、大正・昭和戦前期の各種簿冊の撮影を進めている。以上のように裁判所文書の調査に関しては、順調に進行し、一部を残し完了を展望できる状況にある。

(2) 陪審裁判の史料調査……研究協力者のうち増田 修は、戦前の一時期実施された陪審裁判について、その記録を調査し史料を公表する作業を続けてきた。このほど当該時期における陪審裁判全488件について調査が完了し、『修道法学』第41巻第2号に付録DVDとして添付・刊行した。

(3) 収集したデータの整理と保管、および研究会メンバーによる翻刻と検討……収集した文書データの整理と基礎的情報提供のため、「山口地方裁判所所蔵文書目録(民事編)」および「松江地方裁判所文書目録(民事編)」を編さんし、『修道法学』第40巻第2号および第41巻第2号に掲載した。また、裁判所文書のうち学術的に重要であると判断した史料について、翻刻

と公表の作業を継続した。この3年間に於いて、研究分担者の加藤高および紺谷浩司は、山口地方裁判所所蔵史料の解読と翻刻を続け、「明治六年至九年裁判言渡及之二類スル書類綴(一)(二完)」および「明治九年十年分山口始審裁判所裁判言渡書(一)(二完)」として発表した。また、研究協力者のうち上川内宏は、山口県文書館所蔵の法務局文書のうち登記実務関係文書について解読しそれに注釈を施した。これらは『修道法学』第40巻第2号および第41巻2号に掲載した。

(4) 研究会の開催……毎年12月の土曜日に、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会を開催した。席上、研究の進行状況報告のあと、各メンバーの研究発表を行い、参加者による討議を重ねた。

(5) 研究成果の公表……本研究会メンバーによる研究の成果は、論文・資料紹介・書評等の多様な形で『修道法学』第40巻第2号および第41巻第1号・第2号その他に公表した。

(6) 日本近代法史像の理論的検討について、研究代表者である矢野は「『沖縄近代法』とは何か」と題する論文を執筆し、沖縄と日本の近代化を対比しつつ、「近代法とは何か」という課題は優れて世界史的環境に依存し、当該国・地域が西欧列強および華夷秩序に対していかなるスタンスをとるかによって異なってくることを論じた。また林は、「借地借家調停法の成立と施行地区限定の意味」と題する論文において、戦前期調停法の意義からこの課題に接近した。しかし、いずれも仮説を提示する段階に留まっており、今後課題を残している。

本研究が継続しているこの3年間の間に、司法・裁判法史研究の面で研究の進みがみられた。とくに「前段の司法」(裁判・司法過程を支える社会の役割とくに人的担い手に着目して抽出した作業仮説を指す)なる理論枠組みが提唱され、この観点からの論議と検討が進んでいる。本研究グループにおいても、我々の収集した裁判所文書の膨大なデータ、とくに「未確定記録」とタイトルを付された文書群は、「前段の司法」検討に当たって重要な史料たりうるのではないかとこの観点から、検討を開始した。今後さまざまな機会をとらえて、検討の成果を発信してゆきたい。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 7 件)

矢野達雄・加藤 高・紺谷浩司、明治九年十年分山口始審裁判所「裁判言渡書」について(2・完) 修道法学、査読無、41巻2号、2019、27 - 159、  
<http://doi.org/10.15097/00002770>

矢野達雄・加藤 高・紺谷浩司、明治九年十年分山口始審裁判所「裁判言渡書」について(1) 修道法学、査読無、41巻1号、2018、228 - 302、  
<http://doi.org/10.15097/00002710>

矢野達雄、E・H・ハンターと市之川鉱山事件、修道法学、査読無、41巻1号、2018、35 - 91、  
<http://doi.org/10.15097/00002707>

林 真貴子、借地借家調停法の成立と施行地区限定の意味、近畿大学法学、査読無、65巻3・4号、2018、17 - 42  
<http://id.nii.ac.jp/1391/00019207>

矢野達雄、「沖縄近代法」とは何か、修道法学、査読無、40巻2号、2018、1 - 51、  
<http://doi.org/10.15097/00002642>

矢野達雄・加藤 高・紺谷浩司、「明治六年至九年裁判言渡及之二類スル書類綴」について(2・完) 修道法学、査読無、40巻2号、2018、77 - 141、  
<http://id.nii.ac.jp/1080/00002651>

矢野達雄・加藤 高・紺谷浩司、「明治六年至九年裁判言渡及之二類スル書類綴」について(1) 修道法学、査読無、40巻1号、2017、25 - 89、  
<http://doi.org/10.15097/00002542>

[学会発表](計 2 件)

矢野達雄、牧 洋一郎、鹿児島県西之表市馬毛島の入会権確認訴訟の現状と問題点、日本法社会学会、2018 年  
矢野達雄、入会林野近代化法の 50 年の総括、日本法社会学会、2017 年

〔図書〕(計 1 件)

矢野達雄、創風社出版、伊予・松山裁判所ものがたり、2019 年、1 - 293

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

無し

## 6. 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名：居石 正和

ローマ字氏名：(ORISHI, masakazu)

所属研究機関名：島根大学

部局名：法文学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：40224315

研究分担者氏名：紺谷 浩司

ローマ字氏名：(KONTANI, koji)

所属研究機関名：広島大学

部局名：社会科学研究科

職名：名誉教授

研究者番号(8桁)：00033738

研究分担者氏名：加藤 高

ローマ字氏名：(KATO, takashi)

所属研究機関名：広島修道大学

部局名：法学部

職名：名誉教授

研究者番号(8桁)：50079274

研究分担者氏名：林 真貴子

ローマ字氏名：(HAYASHI, makiko)

所属研究機関名：近畿大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：70294006

### (2)研究協力者

研究協力者氏名：増田 修

ローマ字氏名：(MASUDA, osamu)

研究協力者氏名：上川内 宏

ローマ字氏名：(KAMIGOUTI,hiroshi)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。